

令和6年度 宮崎県保育士就職準備金貸付募集要項

1 貸付の目的

保育士資格を有しながら、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の再就職を支援するため、再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>次の（１）から（３）の<u>いずれも満たす方</u>とします。ただし、保育士として週２０時間以上の勤務を要することとし、貸付申請は、<u>内定時から就職して１か月以内の方</u>とします。</p> <p>（１）保育士修学資金貸付事業における就職準備金の加算を受けていない方</p> <p>（２）以下に掲げる施設又は事業（以下「当該施設等」という。）を離職後３ヶ月以上経過した方、県外の当該施設等を離職した方又は当該施設等に勤務経験のない方</p> <p>① 保育所及び幼保連携型認定こども園 ② 家庭的保育事業</p> <p>③ 小規模保育事業 ④ 事業所内保育事業</p> <p>⑤ 幼稚園</p> <p>（３）県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する方</p> <p>① 保育所</p> <p>② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設</p> <p>③ 「認定こども園」への移行を予定している施設 ④ 認定こども園</p> <p>⑤ 家庭的保育事業 ⑥ 小規模保育事業 ⑦ 居宅訪問型保育事業</p> <p>⑧ 事業所内保育事業 ⑨ 病児保育事業 ⑩ 一時預かり事業</p> <p>⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設</p> <p>⑫ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設</p> <p>⑬ 企業主導型保育事業</p> <p>※ ⑤⑥⑦⑧は市町村実施又は認可されたもの</p> <p>※ ⑨⑩は宮崎県知事に開始届出を行ったもの</p> <p>※ ⑪は子ども・子育て支援法で規定するもの</p> <p>※ ⑫は児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p>
貸付額	200,000円以内（1回限り）

利 子	無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。）
貸付金の交付	貸付決定後に全額交付します。
返 還 免 除	次の場合、返還を全額又は一部免除します。 ① 借受人が宮崎県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき ② 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき など
返 還	次の事由が生じた場合、貸付金の返還が発生します。 ① 貸付契約が解除されたとき ② 借受人が宮崎県内の従事先施設等において児童の保護等に従事しなかったとき ③ 借受人が宮崎県内の従事先施設等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき ④ 借受人が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
申 請 書 類	次の書類の提出が必要です。 ① 貸付申請書 ② 誓約書 ③ 住民票（マイナンバーの記載の無いもの） ④ 世帯全員及び連帯保証人予定者の所得証明書（学生、生徒及び未就学児等所得のない者を除く） ⑤ 保育士証の写し ⑥ 就職準備金利用計画書 ⑦ 雇用（内定）に関する証明書 ⑧ 個人情報取扱同意書 ⑨ その他本会会長が必要と認める書類
申 請 の 流 れ	貸付申請者→各市町村児童福祉担当課→宮崎県社会福祉協議会 ※ 提出書類は、各市町村児童福祉担当課まで郵送または持参してください。 ※ 提出書類⑨は本会会長が必要と認める場合のみ提出してください。
申 請 期 間	令和6年4月1日（月）から令和7年2月14日（金）必着 ※令和7年2月15日（土）以降に申請された方については令和7年4月以降の審査となります。 （申請期間中であっても貸付枠に達した場合は募集を締切ります。申請される前には必ず福祉人材貸付相談室へご連絡ください。）
連 絡 先	〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター人材研修館内 福祉人材センター 福祉人材貸付相談室 電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828